

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年3月31日現在)	提出日現在発行数(株) (2021年6月23日現在)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	364,364,210	364,364,210	東京、名古屋 (以上市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	364,364,210	364,364,210	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年10月1日 (注)	△3,279,277,890	364,364,210	—	250,930	—	100,789

(注) 当社は、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会の決議により、同年10月1日付にて株式の併合（10株を1株に併合し、発行可能株式総数を60億株から6億株に変更）を実施したため、当社の発行済株式総数は、3,279,277,890株減少し、364,364,210株となっております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	2	56	50	1,104	342	152	122,086	123,792	—
所有株式数（単元）	12	1,109,528	65,601	514,344	856,605	909	1,087,315	3,634,314	932,810
所有株式数の割合（%）	0.00	30.53	1.81	14.15	23.57	0.03	29.92	100.00	—

- (注) 1. 自己株式249,971株は、「個人その他」に2,499単元、「単元未満株式の状況」に71株含まれております。
 なお、自己株式数249,971株は株主名簿記載上の株式数であり、2021年3月31日現在の実質的な所有株式数は249,871株であります。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ81単元及び27株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	東京都港区浜松町2-11-3	28,212	7.75
(株)日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1-8-12	15,208	4.18
日本製鉄(株)	東京都千代田区丸の内2-6-1	10,735	2.95
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1-6-6	10,119	2.78
(株)日本カストディ銀行（信託口5）	東京都中央区晴海1-8-12	5,545	1.52
(株)日本カストディ銀行（信託口9）	東京都中央区晴海1-8-12	5,006	1.37
(株)日本カストディ銀行（信託口6）	東京都中央区晴海1-8-12	4,920	1.35
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	米国・オースティン （東京都新宿区新宿6-27-30）	4,417	1.21
(株)シマブンコーポレーション	神戸市灘区岩屋中町4-2-7	4,410	1.21
(株)日本カストディ銀行（信託口1）	東京都中央区晴海1-8-12	4,410	1.21
計	—	92,981	25.54

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）、(株)日本カストディ銀行（信託口）、(株)日本カストディ銀行（信託口5）、(株)日本カストディ銀行（信託口9）、(株)日本カストディ銀行（信託口6）及び(株)日本カストディ銀行（信託口1）の所有株式は、信託業務に係るものであります。
2. (株)日本カストディ銀行は、JTCホールディングス(株)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び資産管理サービス信託銀行(株)が、2020年7月27日付で合併したものであります。

2. 三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)他1名の連名により、2019年7月19日付で大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日 2019年7月15日)、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント(株)	12,825	3.52
日興アセットマネジメント(株)	6,291	1.73
計	19,116	5.25

3. (株)みずほ銀行他3名の連名により、2020年10月7日付で大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日 2020年9月30日)、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
(株)みずほ銀行	3,233	0.89
みずほ証券(株)	1,551	0.43
みずほ信託銀行(株)	1,858	0.51
アセットマネジメントOne(株)	11,986	3.29
計	18,628	5.11

4. 野村アセットマネジメント(株)他1名の連名により、2021年3月5日付で大量保有報告書に係る変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが(報告義務発生日 2021年2月26日)、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1,211	0.33
野村アセットマネジメント(株)	17,820	4.89
計	19,031	5.22

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,254,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 361,176,500	3,611,765	—
単元未満株式	普通株式 932,810	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	364,364,210	—	—
総株主の議決権	—	3,611,765	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が8,100株、「株式給付信託(BBT)」制度に関する(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式が757,900株、及び株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄に、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が81個、「株式給付信託(BBT)」制度に関する(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に係る議決権の数が7,579個、及び株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式に係る議決権の数が1個含まれております。なお、「株式給付信託(BBT)」制度に関する(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式に係る議決権の数7,579個は、議決権不行使となっております。(株)日本カストディ銀行は、JTCホールディングス(株)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び資産管理サービス信託銀行(株)が、2020年7月27日付で合併したものであります。)

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
当社	神戸市中央区 脇浜海岸通2-2-4	249,800	—	249,800	0.07
神鋼商事(株)	大阪市中央区 北浜2-6-18	1,203,200	—	1,203,200	0.33
浅井産業(株)	東京都港区 芝浦4-2-8	730,700	—	730,700	0.20
三和鐵鋼(株)	愛知県海部郡 飛島村金岡7	41,400	—	41,400	0.01
(株)セラテクノ	兵庫県明石市貴崎 5-11-70	29,800	—	29,800	0.01
計	—	2,254,900	—	2,254,900	0.62

(注) 1. 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株あります。なお、当該株式数は「①発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2. 「株式給付信託(BBT)」制度に関する(株)日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式757,900株は、上記自己株式に含まれておりません。(株)日本カストディ銀行は、JTCホールディングス(株)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)及び資産管理サービス信託銀行(株)が、2020年7月27日付で合併したものであります。)

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,630	2,804,209
当期間における取得自己株式	954	730,709

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡し)	503	1,268,537	-	-
保有自己株式数	249,871	-	250,825	-

(注) 1. 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求による売渡し）」には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

2. 当期間における「保有自己株式数」には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求により取得した株式数及び単元未満株式の買増請求により売渡した株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績及び配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、親会社株主に帰属する当期純利益の15%から25%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項及び第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末及び期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行う場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行います。

以上を踏まえ、当事業年度の期末配当につきましては、今後の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮し、1株につき10円といたしました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2021年5月17日 取締役会	3,641	10.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

＜コーポレート・ガバナンスに対する基本的な姿勢＞

当社グループは、企業価値とは、業績、技術力のみならず事業活動を行う上での株主様・投資家様、お客様、お取引先様、グループ社員、地域社会の皆様等あらゆるステークホルダーの皆様に対する社会的責任への姿勢を含むものであると認識しており、これら全ての向上に真摯に取り組むことが、企業価値の向上につながると考えています。

したがって、コーポレート・ガバナンスとは、単に組織の形にとどまらず、こうした全ての取組みを実現するための枠組みであると考えており、枠組みの構築にあたっては、適切なリスクテイクによる企業価値向上に資する体制の整備、ステークホルダーとの協働、資本市場との適切な対話、株主の権利・平等性の確保、透明性の確保といったことが重要と認識しています。

当社グループはこうした考えのもと、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(i) 現在の体制を選択している理由

需要分野、事業環境、商流、規模などが異なる広範囲なセグメントのシナジー効果を発揮させることが当社の企業価値の源泉であり、持続的成長の礎となる技術開発やイノベーションの追求は、現場と一体となった議論無くしては達成できないと当社は考えております。

さらに、多岐にわたる事業に対するリスク管理や経営資源の分配などにつき、活発な議論や適切な意思決定を行うと同時に、機動的な業務執行の監督を取締役会が行うことが必要であり、そのためには、監督と執行を完全には分離せず、業務執行側に対する正しい理解を持ったメンバーが取締役に参画することが望ましいと考えております。

こうした考えのもと、機関設計として、監督と執行を完全には分離しない一方、当社の幅広い事業に対する充実した監査の実施、監督機能の維持・強化、経営に関する意思決定の迅速化を図るため、監査を担当する者が取締役会において議決権を有する監査等委員会設置会社を選択しております。

その上で、モニタリングの実効性の向上のため、取締役会に対し、コンプライアンス、指名・報酬、品質マネジメント、コーポレートガバナンスに関する的確な提言を行う機能を担う諮問委員会を設置しております。また、業務執行の実効性向上のため、社長以下執行役員が重要事項を審議する場として経営審議会を置くほか、サステナビリティ推進や事業ポートフォリオ管理など事業部門全体に関わる重要事項を統括・推進するため、経営審議会の補佐機関として各種委員会を設置し、取締役会がこれらをモニタリングする体制としております。

(ii) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の構成

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、定款上の員数である15名以内とし、取締役会における実質的な議論の確保、監督機能の向上と多様性に配慮した構成となるよう以下を実施しております。

	実施項目	取組内容	目的
取締役会	取締役員数（監査等委員である取締役を含む。）	13名（うち、社外取締役6名） ※監査等委員である取締役5名 （うち社外取締役 3名）	取締役会における実質的な議論の確保、監督機能の向上と多様性の両立
	社外取締役員数	6名（2021年6月23日時点 46.2%）	社外の公正中立な視点や少数株主等ステークホルダーの視点の反映
	独立社外取締役比率	3分の1以上	取締役会の公正性と透明性の向上及び企業としての成長戦略議論の更なる活性化
	取締役会議長	原則、独立社外取締役から選定	
	取締役の構成	業務執行取締役は社長のほか、全社として重点を置く特定機能を総括する取締役を配置 非業務執行取締役が8名（監査等委員である取締役5名、社外取締役3名）で過半数	取締役会のモニタリング機能強化

現在の取締役会の体制は以下のとおりであり、取締役会の議長は、独立社外取締役の北畑 隆生です。

(*は非業務執行取締役)

代表取締役社長 山口 貢
 代表取締役副社長執行役員 奥石 房樹
 代表取締役副社長執行役員 柴田 耕一郎
 取締役執行役員 勝川 四志彦
 取締役執行役員 永良 哉
 社外取締役 北畑 隆生 (議長) *
 社外取締役 馬場 宏之 *
 社外取締役 伊藤 ゆみ子 *
 取締役 (監査等委員) 石川 裕士 *
 取締役 (監査等委員) 対馬 靖 *
 社外取締役 (監査等委員) 宮田 賀生 *
 社外取締役 (監査等委員) 河野 雅明 *
 社外取締役 (監査等委員) 三浦 州夫 *

また、当社は、取締役会の実効性について、事業年度毎に、各取締役に対するアンケート及びアンケート結果に対するコーポレートガバナンス委員会による一次評価を経た上で、取締役会で議論・評価を行い、課題を抽出、取締役会の運営方法の改善を実施します。取締役会の実効性の評価結果については、当社ホームページにてその概要を公開しております。

(iii) 監査等委員である取締役、監査等委員会の体制

監査等委員会設置会社である当社は、会社法上の監査等委員会に関する規定（非業務執行取締役3名以上、うち過半数を社外取締役とする）に対し、透明性・公正性が担保され、広範囲な事業セグメントを持つ複合経営に対し十分な監査機能が果たされるよう、監査等委員会を社内委員2名、社外委員3名の5名で構成することを基本としております。なお、監査等委員会委員長は社外委員から選出しております。

	実施項目	取組内容	目的
監査等委員会	監査等委員の員数	5名（うち社外監査等委員3名）	透明性・公正性の担保、監査機能の強化
	監査等委員の構成	社外監査等委員を法曹界、金融界、産業界出身など多様な領域から招聘	
	監査等委員会委員長	社外監査等委員から選定	
	常勤監査等委員	2名設置	監査環境の整備、社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査による監査等委員会の職務執行の円滑化

現在の監査等委員会の体制は次のとおりであり、その委員長は、独立社外取締役の河野 雅明です。

取締役 (監査等委員・常勤) 石川 裕士
 取締役 (監査等委員・常勤) 対馬 靖
 社外取締役 (監査等委員) 宮田 賀生
 社外取締役 (監査等委員) 河野 雅明 (委員長)
 社外取締役 (監査等委員) 三浦 州夫

また、監査等委員である取締役には、常に財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものを配し、監査の実効性向上に配慮しております。現在、監査等委員である取締役のうち、社外取締役河野 雅明氏は、長年銀行業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室として、3名のスタッフを配置しております。

(iv) 取締役会と執行機能

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項につき審議・決議と業務執行の監督を担います。

ただし、取締役会が迅速な判断を阻害しないよう取締役会での審議基準を定め、一定の範囲で社長以下の業務執行の責任者に権限を委譲しております。

加えて、業務を執行する取締役を補佐する者として執行役員をおき、経営の委任と迅速な経営判断の実施ができる体制としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の任期は、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、1年としております。

なお、事業環境の変化が激しい中で、柔軟かつ機動的な人材配置を進めていくため、2021年4月より、執行役員の役位のうち、専務・常務の職位を廃止いたしました。

(v) 指名・報酬委員会の設置

当社は、取締役会の運営の公平性及び透明性をより向上させることを目的として、最高経営責任者の後継者を含む取締役・執行役員等の重要な役員の選解任及び報酬制度に関する答申を行う機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、取締役会において選定された、社長を含む3名から5名（過半数を独立社外取締役とする。）の委員で構成され、毎事業年度最低1回以上、必要に応じ適宜委員会を開催します。取締役会は、指名・報酬委員会の意見の答申の内容を十分に尊重し、当該答申のなされた事項を決定します。

現在の指名・報酬委員会の体制は以下のとおりであり、その委員長は、独立社外取締役の北畑 隆生です。

社外取締役	北畑 隆生（委員長）
社外取締役（監査等委員）	河野 雅明
代表取締役社長	山口 貢

(vi) 独立社外取締役会議の設置

当社は、独立社外取締役の機能を最大限に活用すべく、経営陣の指名や報酬以外の業務執行に関する情報の提供と共有の場として独立社外取締役会議を設置しております。

独立社外取締役会議は独立社外取締役のみで構成され、定例会議を四半期に1度、その他必要に応じ臨時会議を開催します。

独立社外取締役会議には、適宜、業務執行取締役等が出席し、情報提供・意見交換を行います。

(vii) 品質マネジメント委員会の設置

当社は、当社グループにおける品質マネジメント強化活動の継続的なモニタリングと提言及び品質不適切行為に対する再発防止策の実効性のモニタリングを行うため、取締役会の諮問機関として品質マネジメント委員会を設置しております。品質マネジメント委員会の委員は、当社の社内役員2名及び取締役会で任命された品質に関する技術的知見又は法律的知見を有する社外の有識者3名の社外委員から構成され、社外委員のうち1名が委員長となります。

(viii) コンプライアンス委員会の設置

当社は、企業活動における法令・倫理遵守に関する活動に関する事項を審議する取締役会の独立諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、社長、全社コンプライアンス総括役員、全社コンプライアンス担当役員、内部通報システムの受付窓口弁護士（当社とは顧問契約の無い弁護士）、独立社外取締役及び社外有識者などで構成され、その過半数は社外の委員にて構成されるものとします。委員長は社外委員間の互選により選出しております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス活動の基本方針の策定、コンプライアンス活動の実施状況のモニタリングのほか、必要に応じた措置について取締役会に対し提言や勧告を行います。

コンプライアンス委員会は半期毎に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催します。

③企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの整備状況

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりです。

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ企業理念の中に定めた、当社グループが持続的に発展をしていくための社会に対する約束事でありグループで共有する価値観である『KOBELCOの3つの約束』及びこの約束を果たすためにグループ全社員が実践する具体的な企業行動規範である『KOBELCOの6つの誓い』をコンプライアンスの規範・基準とする。当社グループのコンプライアンス推進活動は、『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』をベースに計画・実行する。当社及び主要グループ会社においては、取締役会の諮問機関として社外委員を入れた「コンプライアンス委員会」を設置する他、外部の弁護士を受付窓口とする「内部通報システム」を導入するなど、外部からのチェックを組み込んだ社会規範や法令等の遵守体制を構築する。

(ii) 財務報告の適正性確保のための体制整備

『財務報告に係る内部統制基本規程』に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

(iii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

『取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程』に従い、適切に取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行なう。

(iv) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営審議会の補佐機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント全般に関する基本方針の立案・評価、リスクマネジメントの重要課題に関する具体的方針の立案、トップリスク・重要リスクのリスク対策実行計画の承認・評価などを行なう。

また、『リスク管理規程』を策定することにより、業務の適正と効率性を確保する。

リスク管理活動は、事業活動と連動して展開し、企業価値を毀損する可能性のあるリスクに適切に対応する。また、この体制については、内部監査部門により適切性及有効性の検証を実施する。

(v) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社の取締役会は、経営の重要な方向性の決定とリスクマネジメントを含むモニタリングに重点を置き、業務執行取締役には、社長のほか、全社として重点を置く特定機能を総括する取締役を置く。

「透明性」「公正性」が確保された経営体制を実現すべく、監査等委員である社外取締役に加えて、監査等委員でない社外取締役を選任する。

取締役会のモニタリング機能の実効性を高めるため、諮問機関として、コンプライアンス委員会、指名・報酬委員会、品質マネジメント委員会、コーポレートガバナンス委員会を置く。

「迅速」な意思決定に加えて、事業ユニット間での情報共有・連携などグループの総合力を最大限発揮していくため、「事業部門制」を採用する。

取締役会が選任した執行役員が各事業部門の業務を執行し、経営に関する重要な事項や取締役会付議事項を審議する場として「経営審議会」を開催する。

経営審議会の審議の実効性を高めるため、補佐機関として、サステナビリティ推進、リスクマネジメント、事業ポートフォリオ管理、設備投資・投融資など全社戦略上の重要事項に関する各種委員会を置く。

また、業務を執行する取締役、執行役員及びフェロー並びに社長の指名する関係会社の社長及び役員を構成員とする「役員連絡会」を置き、経営に関する重要な事項について情報の共有化を図る。

(vi) 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

『グループ会社管理規程』に従い、子会社の行なう重要な意思決定について、当社主管部門・本社部門と協議、重要事項の報告などを義務づけ、一定金額を超える財産処分行為他については、当社の取締役会、社長の事前承認を要求する。

また、当社グループとして最低限整備すべきルールを「グループ標準」として定め、当社の全ての子会社がこの標準に沿って自社の規程を整備し、リスク管理の教育・浸透・推進を図るとともに、『リスク管理規程』に従い、個社毎の適切な予防保全策を立案する。

また、子会社に対して、適宜取締役又は監査役を派遣し、子会社の経営を監督する。

さらにグループ企業理念の中に定めた、『KOBELCOの3つの約束』及び具体的な企業行動規範としての『KOBELCOの6つの誓い』を共有し、『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』をベースに、コンプライアンス委員会の設置や、内部通報制度の整備等といった取組みを子会社に対して求め、法令等遵守体制を構築する。

ただし、上場会社については当社からの一定の経営の独立性を確保するため、当社が関係会社経営者の独自の判断を拘束することのないように配慮をする。

(vii) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、同取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の同取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を置く。また、監査等委員会室の使用人については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び指示の実効性の確保を図るため、その人事異動及び人事評価等を監査等委員と事前に協議する。

監査等委員会室の使用人は「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会監査に係る補助業務等を行なう。

なお、監査等委員会監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

(viii) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して、法定事項に加え、定期的に職務の執行状況、重要な委員会等の報告を行なう。また、事業活動において発生した重要なリスクとその対応状況、財務報告の適正性を確保するための社内体制の整備・運用状況についても、都度報告する。加えて、子会社の状況については、必要に応じて、その取締役、監査役、使用人から監査等委員会に対して報告を行なうとともに、監査等委員会室及び内部統制・監査部は、監査等委員会に対してグループ全体のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行なう。

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査等委員会に報告を行なった者が不利な取扱いを受けないことを企業倫理綱領に定め、その周知徹底を図る。

(ix) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査等委員会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

(x) その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会の「年度監査方針・計画」を取締役会等において説明を受ける他、監査等委員会と代表取締役社長との定期的会合、内部監査部門との連携など監査環境の整備を図る。

2) コンプライアンス体制

当社は、法令や社会規範の遵守なくして企業の存立はあり得ないとの認識の下、コンプライアンス体制の構築を経営の最重要課題と位置付けております。2000年6月に、法令等を遵守するための具体的な企業行動指針として『企業倫理綱領』を制定しました。本綱領は、良き「企業市民」として法令その他の社会規範を遵守し、環境に配慮しながら、優れた製品・サービスの提供を通じて社会に貢献するため、会社及び役員、社員が守るべき規範・基準であり、その後の事業環境の変化に応じて、改定を行っております。

コンプライアンスの実践のため、グループ企業理念の中に定めた、当社グループが持続的に発展をしていくための社会に対する約束事でありグループで共有する価値観である『KOBELCOの3つの約束』及びこの約束を果たすためにグループ全社員が実践する具体的な企業行動規範である『KOBELCOの6つの誓い』をコンプライアンスの規範・基準とします。

当社においては、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しています。社長を含む社内委員3名に対し、公正中立な立場の社外委員が5名と過半数を占め、社外委員が委員長を務める同委員会では、通報等により顕在化した重大なコンプライアンスリスクも踏まえ、グループ全体のコンプライアンス活動計画を立案し、進捗状況を確認の上、必要な見直しと改善を行っております。コンプライアンス委員会は主なグループ会社でも設置しています。

コンプライアンス活動計画の実行にあたっては、全社コンプライアンス総括役員、全社コンプライアンス担当役員の指揮の下、当社の内部統制・監査部が、事業部門やグループ各社と連携し、『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』をベースに取り組みを進めています。

『KOBELCOグループ・コンプライアンスプログラム』は、「コミットメント・リスク評価」「規定やプロセスの整備・リソースの確保」「教育・情報の周知」「モニタリングの実施・通報への対応」「見直し・改善」の5つのフレームで構成しています。各社での進捗状況をこの5項目に沿って把握した上で、事業や地域の特性を踏まえて実行することで、グループにおけるコンプライアンス活動が網羅的かつ実効性のあるものとなるよう取組みを強化しています。

具体的な活動には、コンプライアンスに対する組織トップによるコミットメントの定期的な発信、各種マニュアルの作成、コンプライアンス教育の実施、内部通報制度の設置・運営、コンプライアンス意識調査の定期的な実施等があります。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は会社法第427条第1項及び当社定款第29条第2項に基づき、取締役会の決議により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び当社取締役会決議にて「重要な使用人」として選任された者を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

経営者の適切なリスクテイクを可能とすべく、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟及び株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

5) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）

(i) 会社支配に関する基本方針

当社は、明治38年の創立から110年を超える歴史の中で、独自の事業領域を形成してまいりました。特に、当社の素材系事業や機械系事業は事業の裾野が非常に広く、これらの事業分野を構成する個別の事業の多様性を前提として初めて創出されるシナジーが存在いたします。また、これらの事業は、研究開発や生産現場で果敢な挑戦を続ける当社従業員をはじめ、当社との間で長年に亘り信頼関係を培ってきた輸送機やエネルギー・インフラ分野をはじめとする国内外の取引先ならびに顧客等の多様なステークホルダーによって支えられております。さらに、当社は、素材系事業における代替困難な素材や部材、機械系事業における省エネルギーや環境に配慮した製品等、当社独自の多彩な製品群を幅広い顧客に供給するとともに、電力事業においても極めて重要な社会的インフラである電力の供給という公共性の高いサービスを提供しており、社会的にも大きな責任を担っているものと考えております。当社は、こうした各事業間における技術の交流・融合によるシナジー効果や、独自・高付加価値製品の提供とこれにより構築されたステークホルダーとの信頼関係、社会的インフラ提供の責務と社会の皆様からの信頼こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社は、上場会社として、株式の自由な取引の中で、上記のような源泉から生み出される当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の異動を伴う当社株券等に対する大規模な買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えておりますが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、このような当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等の当社の企業価値を生み出す源泉を十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、関連する法令の許容する範囲内において、適切な対応をとることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めなければならないと考えております。

(ii) 基本方針の実現に資する特別な取組み

ア 経営戦略の展開による企業価値向上への取組み

当社は、グリーン社会の実現への貢献、安全・安心なまちづくり・ものづくりへの貢献など、当社グループ独自の技術による社会課題の解決を通じた競争優位性の発揮と、それを支えるガバナンスの追求により企業価値向上を図るため「KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）」の実現に取り組んでおります。

今後も、「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人が夢や希望を叶えられる世界」の実現に向け、当社グループのもつ個性と技術を活かし合い、素材系事業、機械系事業、電力事業を3本柱として、社会課題の解決を通じた企業価値の向上を目指してまいります。

イ コーポレートガバナンス強化による企業価値向上への取組み

当社は、継続的に企業価値を向上させるためには、コーポレートガバナンスの強化が必要であると考えております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行、取締役会メンバーの見直し、社外委員が委員の過半数を占める指名・報酬委員会やコーポレートガバナンス委員会をはじめとした諮問機関の設置による監督機能向上、役員報酬制度の見直し等の様々な取組みを通じて、コーポレートガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

今後も、当社は、コーポレートガバナンス委員会が中心となって、取締役会実効性評価の結果等を踏まえながら、更なるコーポレートガバナンスの強化に向けて、継続的に検討を進めてまいります。

(iii) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の決定を支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大規模な買付行為を行ないまたは行なおうとする者に対しては、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する観点から、関係する法令に従い、株主の皆様が大規模な買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の見直し等の必要な時間と情報の確保に努めるものとしたします。

また、仮に大規模な買付行為に対する速やかな対抗措置を講じなければ、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されるおそれがあると合理的に判断されるときには、株主から経営を負託された当社取締役会の当然の責務として、関連する法令の許容する範囲内において、適宜、当該時点で最も適切と考えられる具体的な措置の内容を速やかに決定し、実行することにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保に努めてまいります。

なお、上記(ii)および(iii)に記載の取組みは、上記(i)に記載の方針に従い、当社の企業価値および株主共同の利益に沿うものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

6) 定款における取締役・株主総会に関する特別の定め

取締役に関しては、当社定款上、以下の特別の定めを置いております。

- (i) 第19条第2項で、取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うとの定めを置いております。また、同条第3項でその決議は累積投票によらない旨を定めております。
- (ii) 職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第29条第1項及び附則で、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役・監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができるとの定めを置いております。
- (iii) 定時株主総会の決議を待たず柔軟かつ機動的に事業活動の成果である利益を株主に分配することで機動的な資本政策を実現可能とするため、取締役の任期を1年とするなどの要件を満たす会社において、定款の定めにより剰余金の配当等（自己株式の取得を含む。）の決定機関を取締役会とすることが認められていることから、当社定款第35条に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」との規定を置いております。

また、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、当社の定款第15条第2項の定めにより、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権数の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うとの定めを置いております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率 7.69%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役社長 (代表取締役)	山口 貢	1958年1月8日生	1981年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2013年4月 当社常務執行役員 2015年4月 当社専務執行役員 2016年6月 当社取締役専務執行役員 2017年4月 当社取締役副社長執行役員 2018年4月 当社取締役社長(現)	(注) 2	447
取締役 副社長執行役員 (代表取締役) 安全・環境部、品質統括部の総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括、全社品質の総括	輿石 房樹	1959年8月29日生	1984年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員 2014年4月 当社常務執行役員 2015年6月 当社常務取締役 2016年4月 当社取締役専務執行役員 2018年4月 当社取締役副社長執行役員(現)	(注) 2	399
取締役 副社長執行役員 (代表取締役) 事業開発部、知的財産部、IT企画部の総括、全社技術開発の総括、全社システムの総括	柴田 耕一朗	1958年12月6日生	1984年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員 2014年4月 当社常務執行役員 2016年4月 当社専務執行役員 2018年4月 当社副社長執行役員 2018年6月 当社取締役副社長執行役員(現)	(注) 2	369
取締役 執行役員 経営企画部、財務経理部、海外拠点(本社所管)の総括	勝川 四志彦	1962年3月12日生	1985年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員 2017年4月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2021年4月 当社取締役執行役員(現)	(注) 2	252
取締役 執行役員 内部統制・監査部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支援室、支社・支店、高砂製作所(直属部門)の総括、全社コンプライアンスの総括	永良 哉	1961年7月5日生	1985年4月 当社入社 2016年4月 当社執行役員 2018年4月 当社常務執行役員 2020年4月 当社専務執行役員 2020年6月 当社取締役専務執行役員 2021年4月 当社取締役執行役員(現)	(注) 2	239

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	北畑 隆生	1950年1月10日生	1972年4月 通商産業省入省 2004年6月 経済産業省経済産業政策局長 2006年7月 経済産業事務次官 2008年7月 経済産業省退官 2010年6月 当社取締役(現) 丸紅(株)社外監査役 2013年6月 (学)三田学園理事長 丸紅(株)社外取締役(現) 2014年4月 (学)三田学園学校長 2014年6月 セーレン(株)社外取締役(現) 日本ゼオン(株)社外取締役(現) 2019年3月 (学)三田学園理事長退任 2020年4月 (学)新潟総合学院開志専門職大学学長(現)	(注) 2	94
取締役	馬場 宏之	1954年1月27日生	1976年4月 住友ゴム工業(株)入社 2000年3月 同社取締役 2003年3月 同社執行役員 2003年7月 SRIスポーツ(株)(現、住友ゴム工業(株))取締役社長 2011年3月 同社取締役会長 2015年3月 同社相談役 2015年6月 積水化成成品工業(株)社外取締役(現) 2017年6月 当社取締役(現)	(注) 2	83
取締役	伊藤 ゆみ子	1959年3月13日生	1984年4月 衆議院法制局参事 1989年4月 弁護士登録、坂和総合法律事務所入所 1991年7月 田辺総合法律事務所入所 2001年4月 ジーイー横河メディカルシステム(株)(現、GEヘルスケア・ジャパン(株))法務・特許室長 2004年5月 日本アイ・ビー・エム(株) 法務・知的財産スタッフ・カウンセラー 2007年3月 マイクロソフト(株) (現、日本マイクロソフト(株))執行役 法務・政策企画統括本部長 2013年4月 シャープ(株)執行役員 2013年6月 同社取締役兼執行役員 2014年4月 同社取締役兼常務執行役員 2016年6月 同社常務執行役員 2019年3月 同社常務執行役員退任 2019年4月 イトウ法律事務所開設、代表就任(現) 2019年6月 当社取締役(現) 参天製薬(株)社外監査役(現)	(注) 2	40

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	石川 裕士	1958年4月7日生	1982年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 2016年4月 当社常務執行役員 2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 3	169
取締役 (監査等委員)	対馬 靖	1959年7月8日生	1982年4月 当社入社 2013年4月 当社執行役員 2015年6月 コベルコ建機(株)取締役 常務執行役員 2018年4月 同社取締役 2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 3	146
取締役 (監査等委員)	宮田 賀生	1953年4月24日生	1977年4月 松下電器産業(株)入社 2007年4月 同社役員 2009年4月 パナソニック(株)常務役員 2011年4月 同社専務役員 2011年6月 同社代表取締役専務 2014年6月 同社顧問 2015年3月 東燃ゼネラル石油(株)社 外取締役 2015年12月 パナソニック(株)顧問退 任 2016年6月 当社取締役(監査等委員)(現) 2017年4月 JXTGホールディングス (株)(現、ENEOSホールデ ィングス(株))社外取締 役(現)	(注) 3	203

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	河野 雅明	1957年2月24日生	1979年4月 (株)第一勧業銀行入行 2006年3月 (株)みずほコーポレート銀行(現、(株)みずほ銀行)執行役員 2008年4月 同行常務執行役員 2011年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員 リスク管理グループ長 (兼)人事グループ長(兼) コンプライアンス統括グループ長 2011年6月 同社常務取締役(兼)常務執行役員 2012年4月 (株)みずほ銀行常務執行役員 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員 みずほ信託銀行(株)常務執行役員 2013年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役 (株)みずほ銀行取締役副頭取(代表取締役)(兼) 副頭取執行役員 (株)みずほコーポレート銀行副頭取執行役員 2013年7月 (株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員 2016年4月 (株)みずほ銀行取締役副頭取(代表取締役)(兼) 副頭取執行役員退任 (株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員退任 (株)オリエンテーション顧問 2016年6月 同社代表取締役社長(兼) 社長執行役員 2020年4月 同社代表取締役会長(兼) 会長執行役員 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現) (株)オリエンテーション取締役会長(兼) 会長執行役員(現)	(注) 3	14
取締役 (監査等委員)	三浦 州夫	1953年2月13日生	1979年4月 裁判官任官 1988年3月 裁判官退官 1988年4月 弁護士登録 1997年4月 河本・三浦法律事務所開設、代表就任(現) 2003年6月 ヤマハ(株)社外監査役 2008年6月 旭情報サービス(株)社外監査役(現) 2010年6月 住友精化(株)社外監査役(現) 2020年6月 当社取締役(監査等委員)(現)	(注) 3	14
計					2,469

- (注) 1. 取締役北畑隆生、馬場宏之、伊藤ゆみ子、宮田賀生、河野雅明、三浦州夫は、社外取締役であります。
2. 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役（補欠監査等委員）1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役は、次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
塩路 広海	1957年1月28日生	1987年4月 弁護士登録、浅岡法律事務所 (現、浅岡・瀧法律会計事務所) 入所 1991年4月 塩路法律事務所開設、所長就任 (現) 2007年6月 (株)立花エレテック社外監査役 (現) 2015年6月 (株)フジシールインターナショナル社外取締役(現) 2020年6月 当社補欠監査等委員(現)	—

(注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

5. 変化の激しい事業環境に応じ、柔軟かつ機動的な人材配置を進めていく必要性が高まっていることから、2021年4月1日より、執行役員における専務・常務の役位を廃止しております。

(執行役員の状況)

当社は、執行役員制を導入しておりますが、2021年6月23日現在の取締役を除く執行役員は29名で、次のとおりであります。なお、2021年4月1日より、専務・常務の役位を廃止しております。

役名	担当	氏名	略歴
副社長執行役員	素材系事業の総括、鉄鋼アルミ事業部門長、全社自動車プロジェクトの総括	水口 誠	1982年4月 当社入社 2011年4月 当社執行役員 2013年4月 当社常務執行役員 2016年4月 当社専務執行役員 2020年4月 当社副社長執行役員 2020年6月 当社取締役副社長執行役員 2021年6月 当社副社長執行役員(現)
副社長執行役員	機械系事業の総括、エンジニアリング事業部門長、全社建設業の担当	森崎 計人	1983年4月 当社入社 2012年4月 当社執行役員 2014年4月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員 2020年4月 当社副社長執行役員 2020年6月 当社取締役副社長執行役員 2021年6月 当社副社長執行役員(現)
執行役員	機械事業部門圧縮機事業部長	岩本 浩樹	1985年4月 当社入社 2017年4月 当社執行役員 2019年4月 当社常務執行役員 2021年4月 当社執行役員(現)
執行役員	法務部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビー部支援室、高砂製作所(直属部門)の担当	岡野 康司	1989年4月 当社入社 2021年4月 当社執行役員(現)
執行役員	品質統括部、知的財産部の担当、全社安全衛生の担当、全社環境防災の担当、全社品質保証の担当、安全・環境部長	小椋 大輔	1993年4月 当社入社 2021年4月 当社執行役員(現)
執行役員	素形材事業部門鋳鍛鋼ユニット、チタンユニットの担当	加藤 丈晴	1989年4月 当社入社 2021年4月 当社執行役員(現)
執行役員	素形材事業部門高砂管理部、高砂品質保証部の担当、同アルミ鋳鍛ユニット、鉄粉ユニットの担当	門脇 良策	1990年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員(現)
執行役員	エンジニアリング事業部門原子力・復興センター、CWDセンターの担当	上谷内 洋一	1987年4月 当社入社 2019年4月 当社執行役員(現)
執行役員	経営企画部、財務経理部、海外拠点(本社所管)の担当	河原 一明	1982年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 2016年4月 当社常務執行役員 2019年4月 当社専務執行役員 2021年4月 当社執行役員(現)
執行役員	電力事業の総括、電力事業部門長	北川 二郎	1982年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 2016年4月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2021年4月 当社取締役執行役員 2021年6月 当社執行役員(現)

役名	担当	氏名	略歴	
執行役員	鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所長	北山 修二	1982年4月 2018年4月 2020年4月 2021年4月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社執行役員(現)
執行役員	鉄鋼アルミ事業部門企画部の担当、同線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長	木本 和彦	1988年4月 2018年4月 2020年4月 2021年4月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社執行役員(現)
執行役員	機械事業部門圧縮機事業部副事業部長、同圧縮機事業部回転機本部長、同圧縮機事業部回転機本部CSエンジニアリング部長	栗岡 義紀	1991年4月 2018年4月	当社入社 当社執行役員(現)
執行役員	技術開発本部長	後藤 有一郎	1990年4月 2017年4月 2020年4月 2021年4月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社執行役員(現)
執行役員	鉄鋼アルミ事業部門技術企画部、システム技術部、同技術開発センターの担当、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当	坂本 浩一	1990年4月 2019年4月	当社入社 当社執行役員(現)
執行役員	機械事業部門産業機械事業部長	猿丸 正悟	1989年4月 2020年4月	当社入社 当社執行役員(現)
執行役員	溶接事業部門副事業部門長	末永 和之	1991年4月 2020年4月	当社入社 当社執行役員(現)
執行役員	機械事業部門長	竹内 正道	1984年4月 2016年4月 2018年4月 2021年4月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社執行役員(現)
執行役員	鉄鋼アルミ事業部門アルミ板ユニット長	谷川 正樹	1990年4月 2020年4月	当社入社 当社執行役員(現)
執行役員	鉄鋼アルミ事業部門自動車板材営業部、名古屋鉄鋼・アルミ板営業部の担当	中西 元	1991年4月 2021年4月	当社入社 当社執行役員(現)
執行役員	鉄鋼アルミ事業部門自動車事業企画室、自動車板材商品技術部、同真岡製造所の担当、同自動車板材全般の担当、全社自動車プロジェクトの担当	中村 昭二	1988年4月 2017年4月 2019年4月 2021年4月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社執行役員(現)
執行役員	内部統制・監査部、支社・支店の担当、全社コンプライアンスの担当、総務・CSR部長	中森 慶太郎	1990年4月 2021年4月	当社入社 当社執行役員(現)
執行役員	素形材事業部門長府製造所(直属部門)、大安製造所(直属部門)の担当、同アルミ押出・サスペンションユニット、銅板ユニットの担当	西口 昭洋	1989年4月 2020年4月	当社入社 当社執行役員(現)
執行役員	鉄鋼アルミ事業部門管理部、安全品質環境部、原料部の担当、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当	平田 誠二	1986年4月 2017年4月 2020年4月 2021年4月	当社入社 当社執行役員 当社常務執行役員 当社執行役員(現)

役名	担当	氏名	略歴
執行役員	素形材事業部門技術総括部、品質保証部の担当	松原 弘明	1981年4月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 2016年4月 当社常務執行役員 2017年6月 コベルコ鋼管(株) (現、丸ステンレス鋼管(株)) 取締役社長 2017年12月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員 2021年4月 当社執行役員(現)
執行役員	鉄鋼アルミ事業部門薄板ユニット長	三原 雄二	1990年4月 当社入社 2020年4月 当社執行役員(現)
執行役員	素形材事業部門長	宮崎 庄司	1985年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員 2017年4月 当社常務執行役員 2018年4月 当社専務執行役員 2021年4月 当社執行役員(現)
執行役員	エンジニアリング事業部門新鉄源センターの担当、同プロジェクトエンジニアリング本部長	元行 正浩	1983年4月 当社入社 2018年4月 当社執行役員(現)
執行役員	溶接事業部門長、IT企画部の担当、全社システムの担当	山本 明	1987年4月 当社入社 2015年4月 当社執行役員 2017年4月 当社常務執行役員 2020年4月 当社専務執行役員 2021年4月 当社執行役員(現)

② 社外役員の状況

1) 社外取締役の員数及び提出会社との人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係

当社は、取締役会における活発な議論や適切な意思決定と監督をより高めるためには、社外の公正中立な視点や少数株主をはじめとするステークホルダーの視点を反映することが不可欠であるため、独立社外取締役を複数名招聘することとしております。現在、6名の独立社外取締役を置いており、このうち、3名が監査等委員である社外取締役であります。

当社は社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）6名全員を金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

当社と社外取締役との関係及びその独立性に関しては、次のとおりであります。なお、いずれの社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）6名全員が当社の独立役員の基準を満たしております。当社の独立役員の基準は76ページに記載しております。

氏名	重要な兼務先等	重要な兼務先等と当社との関係
北畑 隆生	(学)三田学園 *	当社との取引及び当社からの寄附なし 理事長退任：2019年3月
	(学)新潟総合学院開志専門職大学	当社との取引及び当社からの寄附なし
馬場 宏之	住友ゴム工業(株) *	当社からの販売：当社の連結総売上高の0.1%未満 業務執行者退任：2003年6月（3年以上経過）
	SRIスポーツ(株) * (現 住友ゴム工業(株))	当社との取引なし 業務執行者退任：2015年3月（3年以上経過）
伊藤 ゆみ子	ジーイー横河メディカルシステム(株) * (現 GEヘルスケア・ジャパン(株))	当社との取引なし
	日本アイ・ビー・エム(株) *	当社の購入：日本アイ・ビー・エム(株)の連結売上高の0.01%未満
	マイクロソフト(株) * (現 日本マイクロソフト(株))	当社との取引なし 業務執行者退任：2013年3月（3年以上経過）
	シャープ(株) *	当社からの販売：当社の連結総売上高の0.01%未満 業務執行者退任：2019年3月
	坂和総合法律事務所 *	顧問契約なし（退所：1991年7月） 当社との取引なし
	田辺総合法律事務所 *	顧問契約なし（退所：2001年3月） 当社の支払額：100万円未満
	イトウ法律事務所	顧問契約なし 当社との取引なし
	宮田 賀生 (監査等委員)	パナソニック(株) *

氏名	重要な兼務先等	重要な兼務先等と当社との関係
河野 雅明 (監査等委員)	(株)みずほフィナンシャルグループ *	当社との取引なし 業務執行者退任：2016年4月（3年以上経過）
	(株)みずほコーポレート銀行 * (現 (株)みずほ銀行)	同行からの借入額：資金調達額の13%程度 当社からの販売：当社の連結総売上高の0.01%未満 業務執行者退任：2016年4月（3年以上経過） ((株)みずほコーポレート銀行は2013年7月に(株)みずほ銀行に統合されました。)
	みずほ信託銀行(株) *	同行からの借入額：資金調達額の2%程度 当社との取引なし 業務執行者退任：2013年4月（3年以上経過）
	(株)オリエントコーポレーション	当社との取引なし (同社は、当社の主要な借入先の一つである(株)みずほ銀行の親会社である(株)みずほフィナンシャルグループの関連会社ですが、当社の(株)みずほ銀行からの借入れには関与しておりません。)
三浦 州夫 (監査等委員)	河本・三浦法律事務所	顧問契約なし 当社との取引なし

(注) 重要な兼務先等の社名の*は既に退職した勤務先等であります。

2) 社外取締役が果たす機能・役割、独立性の基準・方針の内容、選任状況に関する考え方

当社の社外取締役の選任理由、期待する役割等は、以下のとおりです。

氏名	担当等	選任理由・期待する役割
北畑 隆生	取締役会議長 指名・報酬委員（委員長） コーポレートガバナンス委員 独立社外取締役会議メンバー	社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、行政官としての幅広い経験に基づく産業界全般に対する高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員」の基準に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行っているほか、取締役会議長及び指名・報酬委員会委員長として、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。また、2021年4月に発足したコーポレートガバナンス委員会では、委員として独立かつ公正な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

氏名	担当等	選任理由・期待する役割
馬場 宏之	コーポレートガバナンス委員（委員長） 独立社外取締役会メンバー	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者としての高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて経営に係る積極的な助言及び提言を行い、2021年4月に発足したコーポレートガバナンス委員会においても、委員長として独立的かつ公正的な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。
伊藤 ゆみ子	コーポレートガバナンス委員 独立社外取締役会議メンバー	企業経営における法務領域を中心とした豊富な経験や高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて経営に係る積極的な助言及び提言を行い、2021年4月に発足したコーポレートガバナンス委員会においても、委員として独立的かつ公正的な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。
宮田 賀生	監査等委員 独立社外取締役会議メンバー	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、海外事業法人の社長を含む経営者としての高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び監査等委員会並びに独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行っているほか、コンプライアンスに係るテーマについても積極的に意見を表明しております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

氏名	担当等	選任理由・期待する役割
河野 雅明	監査等委員（委員長） 指名・報酬委員 コーポレートガバナンス委員 独立社外取締役会議メンバー	<p>金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識など、金融界における知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び監査等委員会並びに独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行っているほか、コンプライアンスに係るテーマについても積極的に意見を表明しております。加えて、指名・報酬委員として、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。また、2021年4月に発足したコーポレートガバナンス委員会においても、委員として独立かつ公正な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。</p>
三浦 州夫	監査等委員 コンプライアンス委員（委員長） 独立社外取締役会議メンバー	<p>裁判官及び弁護士としての法曹界における豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見のもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び監査等委員会並びに独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行っているほか、コンプライアンスに係るテーマについても積極的に意見を表明しております。加えて、コンプライアンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。</p>

当社は、当社の取締役が株主から負託を受けた役割を果たすために必要な資質及び社外取締役については独立役員の基準について、当社としての考え方を取りまとめ、公表しております。候補者の選定にあたっては、この考え方に沿って候補者を指名します。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者指名にあたっての考え方)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の資質を持つ人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) ステークホルダーに配慮し、社会的責任を全うすると同時に、企業価値の向上に取り組むという当社の企業理念、経営ビジョンを十分に理解し、その実践に努めることができること
- B) 自身のキャリアを踏まえて事業、職務への深い知見を有すると同時に、経営資源の分配をはじめ、重要な経営事項の決定に際し、素材系、機械系、電力供給といった多岐にわたる当社の事業間のシナジー効果を十分に発揮できるよう、柔軟かつバランスの取れた判断ができること
- C) 変化の激しい環境において、迅速かつ果敢な判断ができること
- D) 取締役会の一員として、他の取締役に對し、積極的な提言、示唆を実施できること
- E) なお、社外取締役に對しては、社外の公正中立な意見を取締役会の決議に反映させることで、適切なリスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから、上記A)乃至D)に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
 - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
 - b. 特に、当社の経営ビジョン・経営計画の推進にあたり必要なグローバルな知見もしくは当社の営む事業分野に対する知見があること
 - c. 当社の定める独立役員基準を満たすこと

(監査等委員である取締役候補者指名にあたっての考え方)

当社の監査等委員である取締役は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の条件を満たす人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) 当社の多岐にわたる事業特性を十分に理解したうえで、会社法に定める職責・機能に基づき適正な監査・監督ができること
- B) 適法性監査にとどまらず、企業価値向上に資するよう、経営の妥当性にまで視野を広げ、取締役会で積極的な発言等ができること
- C) 監査等委員であることを踏まえて、取締役としての権限を適正に行使できること
- D) なお、少なくとも1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する人物の登用を基本とします。
- E) また、監査等委員である社外取締役に對しては、様々な視点から監査・監督機能が発揮されるよう法曹界、金融界、産業界等幅広い分野の出身者からそれぞれ招聘することを基本とし、その上で、その知見を活かして、監査等を通じて得た情報をもとに、適切なリスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから上記A)乃至C)に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
 - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
 - b. 当社の定める独立役員基準を満たすこと

(独立役員の基準)

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）は、以下の要件のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものとします。ただし、L）は監査等委員である社外取締役についてのみ適用されるものとします。

- A) 現在又は過去における当社グループ（当社及びその子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役及び執行役員その他の使用人をいう。以下同じ。）
- B) 現在又は過去5年間において、近親者（2親等以内の親族をいう。以下同じ。）が当社グループの業務執行者であるもの
- C) 現在又は過去3年間における当社の主要な株主（議決権保有割合10%以上の株主をいう。）又はその業務執行者
- D) 現在又は過去3年間における当社の主要な取引先（直近3事業年度における当社に対する支払額のうち最も高い額が当社の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。）又はその業務執行者
- E) 現在又は過去3年間において当社を主要な取引先とする者（直近3事業年度における当社の支払額のうち最も高い額がその者の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。）又はその業務執行者
- F) 現在又は過去3年間において当社の資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
- G) 現在又は過去3年間において当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（個人の場合には1,000万円/年又は10万ドル/年のいずれか大きい額以上の額のものを用い、法人、組合等の団体である場合にはその団体の連結総売上高の2%以上の額のものを用い。）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。但し、当該団体から報酬の支払を受けず、独自に自己の職務を遂行する者を除く。）
- H) 当社の会計監査人である公認会計士、又は当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- I) 直近事業年度において、当社から1,000万円/年又は10万ドル/年もしくは当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成を受けている組織の代表者もしくはそれに準ずる者
- J) 当社グループと社外役員の相互派遣の関係（当社グループに在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である場合をいう。）を有する会社の業務執行者
- K) 近親者が上記C）～J）（業務執行者については、取締役、執行役及び執行役員に限り、法律事務所等の専門的アドバイザリーファームに所属する者については、社員及びパートナーに限る。）に該当する者
- L) 以下のa. からc. に該当する者の近親者
 - a. 現在又は過去1年間における当社の子会社の非業務執行取締役
 - b. 現在又は過去1年間における当社の子会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、当該法人に所属する公認会計士もしくは税理士）
 - c. 過去1年間における当社の非業務執行取締役

3) 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

各社外取締役は、取締役会、監査等委員会のほか、取締役会の諮問委員会、独立社外取締役会議に参画することで、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っております。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画及び監査実施状況等について意見交換を行うなど緊密な連携を保っております。また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会う他、監査の実施経過について適宜報告を受けております。加えて、監査等委員会は、内部監査部門から定期的に監査方針・計画を聴取するとともに、内部監査部門、内部統制部門の双方から、適宜コンプライアンスやリスク管理等の内部統制の整備・運用状況とその監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。

また、当社が設置する独立社外取締役会議は、監査等委員である社外取締役及び監査等委員でない社外取締役の全社外取締役がメンバーとなっており、業務執行状況に関する情報共有だけでなく、監査等委員会の活動に関する情報の共有化も同会議を通じて図っております。

監査等委員会、内部監査部門、内部統制部門との情報共有等を図るため、独立社外取締役会議の事務局を経営企画部が担い、これを内部統制・監査部がサポートすることとしております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会の構成等

監査等委員会の構成等の事項は、「(1) ② (iii) 監査等委員である取締役、監査等委員会の体制」をご参照ください。

②監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、会社の監督機能の一部を担い、かつ、株主の負託を受けて取締役の職務の執行を監査する法定の独立した機関として、その職務を適正に執行することにより、KOBELCOグループ全体の健全で持続的な成長を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを目的に、法令、定款及び監査等委員会規則等に従い、取締役の職務遂行の全般について監査を行います。

当事業年度において、当社は監査等委員会を17回開催しており、個々の出席状況は次のとおりであります。

	氏名	開催回数	出席回数	出席率
監査等委員（常勤）	石川 裕士	17	17	100%
	対馬 靖	17	17	100%
監査等委員	沖本 隆史	6	6	100%
	宮田 賀生	17	17	100%
	千森 秀郎	6	6	100%
	河野 雅明	11	11	100%
	三浦 州夫	11	11	100%

- (注) 1 河野 雅明氏及び三浦 州夫氏が監査等委員に就任した2020年6月24日開催の第167回定時株主総会以降、監査等委員会は11回開催されています。
- 2 沖本 隆史氏及び千森 秀郎氏が監査等委員を退任した2020年6月24日開催の第167回定時株主総会までに、監査等委員会は6回開催されています。

監査等委員会の主な検討事項は、監査等委員会の長及び常勤の監査等委員の選定、監査の方針及び計画の策定、監査等委員会の監査報告の決定等であります。また、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する株主総会議案の内容の決定や会計監査人の報酬等の同意、取締役の選任及び報酬に関する意見、監査等委員である取締役の選任議案の同意等について検討を行っております。

また、監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査方針及び計画等に沿って、業務執行取締役・執行役員等との面談による職務執行状況の監査、会計監査人の職務執行状況の評価等を行っております。加えて、取締役会等重要な会議への出席の他、内部監査部門や会計監査人との連携や、子会社等に対する往査並びに事業部門の企画管理部門、海外統括会社へのヒアリング等にも取り組んでおります。このほか、子会社監査役の活動状況の聴取を実施いたしました。これらの取組みは新型コロナウイルス感染症拡大に伴い活動の制約を受ける中、実効性の確保を前提に、資料の事前提出並びにリモートでの面談や往査を活用して実施しました。なお、常勤の監査等委員である取締役は、日常的に監査環境の整備、及び社内の情報収集に積極的に努め、他の監査等委員である取締役との情報共有及び意思の疎通を図っております。

また、品質不適切行為について、グループ全体で信頼回復に向けた活動に継続的に取り組んでおり、監査等委員会として、再発防止策が予定どおり進捗していることを確認しております。

③内部監査の状況

内部監査は、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で、経営活動の管理・運営体制及び遂行状況全般を対象として、計画的に監査活動を行っております。その目的は経営目標の効果的な達成に役立つことにあります。当社では2021年度より、内部統制・監査部を設置し、同部にて内部監査に関する業務を行っております（内部監査担当12名）。

また、内部統制・監査部は内部統制部門が実施する統制状況に関しても監査を行っており、その結果を社内関連部門に対し、適宜、報告しております。

さらに、内部統制・監査部は監査等委員会及び会計監査人と常に連携・調整し、監査の効率的な実施にも努めております。具体的には、監査等委員会に対して定期的に監査方針や計画を報告するとともに、財務報告に係る内部統制の実施状況や監査結果等につきましても、会計監査人を含む3者で共有しております。

④会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間：52年

上記は、調査が著しく困難であったため、現任の監査人である有限責任 あずさ監査法人の前身（の1つ）である監査法人朝日会計社が監査法人組織になって以降の期間について記載したものです。

実際の監査期間は、この期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

原田 大輔

大槻 櫻子

塚本 健

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者等6名、その他4名であり、会計監査人は、内部監査部門、内部統制部門との間で適宜情報交換を行い、監査を行っています。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社では監査法人の選定に当たり、会社法上の欠格事由や独立性の問題が無く、監査の品質管理体制の適正性、監査計画・監査体制並びに監査報酬見積額の合理性等を基準に判断する方針としております。

有限責任 あずさ監査法人については、上記選定方針に合致しており、さらに、会計監査において、同監査法人は監査実施計画に従い、会社及び海外も含めた子会社・関連会社の監査、四半期レビューを適切に実施しており、十分な監査実績があることを確認しております。

上記により、有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人として適任と判断しております。

なお、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出しますが、上記評価のとおり、会計監査人の解任又は不再任について株主総会の議案とはいたしておりません。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人により、独立性、監査に係る法令等の遵守、監査体制の適正性等に関する事項の説明を受け、会計監査に必要な品質管理基準の遵守状況を確認の上、監査計画の聴取を行い、監査範囲や監査日数の合理性に加え、専門性を有する監査要員構成である事を確認しております。また、監査等委員は、会計監査人との定期的な会合を通じ、監査体制、監査計画及び監査実施状況について、意見交換を行っております。

上記により、有限責任 あずさ監査法人が会計監査人として適任であると評価しております。

⑤監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	154	3	155	21
連結子会社	313	34	296	0
計	467	37	452	22

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、内部統制に関するアドバイザー業務等であり、また連結子会社における非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務等であり、

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、事業管理に関するアドバイザー業務等であり、また連結子会社における非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務等であり、

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	6	-	2
連結子会社	88	64	90	48
計	88	70	90	51

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、税務関係のアドバイザー業務等であります。

また連結子会社における非監査業務の内容は、税務関係のアドバイザー業務等であります。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、税務関係のアドバイザー業務等であります。

また連結子会社における非監査業務の内容は、税務関係のアドバイザー業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針は、次のとおりであります。

監査報酬の決定に先立ち、監査法人から監査の方法、日数等を含む監査計画及び当該計画に基づく監査報酬額の提示を受け、当該計画及び報酬の額の妥当性について、当社の事業規模及び業務内容に鑑み、監査業務が適切に遂行されるための十分な監査時間が確保されているか、効率的な監査業務が実施されるかなどの観点で検討し、監査法人と協議のうえ監査報酬を決定します。なお、監査報酬の最終的な決定に当たっては、監査等委員会の同意を得ることとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の監査範囲・活動内容、監査体制並びに、監査報酬額の算定根拠等につき、その適切性・相当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 【役員の報酬等】

①役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、中長期的な企業価値向上を図り、各々の役員がその果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブとして報酬制度を有効に機能させることを目的として、役員報酬制度を次のとおりといたします。

1) 役員報酬制度の基本的な考え方

- (i) 当社の持続的発展を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨することができる制度であること。
- (ii) 広くステークホルダーと価値観を共有し、短期的な成長のみならず中長期的な成長の追求を促すことができる制度であること。
- (iii) 連結業績目標の達成を動機づけていくにあたり、各々の役員がその果たすべき役割を最大限発揮するべく、事業毎の特性を十分に考慮した制度とすること。
- (iv) 報酬制度の在り方、見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討することで、報酬決定に係る判断の客観性や透明性を確保すること。

2) 報酬体系

- (i) 株主総会決議に基づき、取締役会にて個別の役員報酬の算定方法を含む「役員報酬規程」、「役員報酬規程細則」、「役員業績連動報酬規程」、「役員株式給付規程」を定めます。
- (ii) 当社の役員報酬は、役位・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬（固定給）と、単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役、及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。なお、報酬ランクは、委嘱業務の職責の大きさを考慮して社長が決定し、指名・報酬委員会及び取締役会に報告するものとします。
- (iii) 業績連動報酬のうち組織業績反映分の基準額は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25～30%程度、個人評価反映分は、役位・報酬ランク毎の基本報酬の△5～5%程度、中長期インセンティブ報酬の単年度付与価値は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25～30%程度に設定します。
- (iv) 株主総会の決議に基づく、各報酬の限度額等
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

基本報酬の支給限度額	1 事業年度当たり総額650百万円以内
業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額	1 事業年度当たり総額350百万円
中長期インセンティブ報酬の付与上限ポイント	1 事業年度当たり671,400ポイント
 - ・ 監査等委員である取締役の報酬（基本報酬のみ）

(ご参考) 役位毎の種類別報酬割合について

役位毎の種類別報酬割合は次のとおりとしており、高い成果、責任が求められる高い役位ほど業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬の比率を高めています。

役位	基本報酬	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬	合計
		組織業績反映分		
取締役社長	約63%	約19%	約19%	100%
取締役副社長執行役員	約63%	約19%	約19%	100%
取締役執行役員	約67%	約17%	約17%	100%
監査等委員である取締役	100%	—	—	100%
社外取締役	100%	—	—	100%

- ※1 業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬は業績に応じて支給額が変動し、その変動範囲は、業績連動報酬の組織業績反映分では基準額の0～200%、中長期インセンティブ報酬では基準額の0～100%です。なお、上表における業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬の割合は、それぞれの支給額が基準額の100%である場合を示しています。また、上表以外に、業績連動報酬の個人評価反映分を基本報酬の△5～5%の範囲で支給します。
- ※2 取締役執行役員は標準的な報酬ランクの場合を示しています。

3) 業績連動報酬の仕組み

- (i) 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、中期計画に掲げる経営管理指標を基礎として業績目標を設定し、各事業部門も同様に各事業部門毎の業績管理指標を基礎として業績目標を設定の上、それぞれの目標達成度に応じて、役位・報酬ランク毎の基準額に0～200%を乗じて支給額を決定します。なお、算定の基礎となる経営管理指標については、取締役会にて定めます。

(ご参考) 業績連動報酬のうち組織業績反映分の算定方法

$$\boxed{\text{業績連動報酬}} = \boxed{\text{役位・報酬ランク毎の基準額※1}} \times \boxed{\text{評価指標に基づく係数※2}}$$

※1 役位・報酬ランクの基準額

役位・報酬ランク毎の基準額は、「役員報酬規程細則」において定めています。

※2 評価指標に基づく係数

評価対象期間の親会社株主に帰属する当期純利益（以下、「当期利益」といいます。）を評価指標とし、以下の算式に基づいて算出します。

なお、事業部門業績反映分における適用事業部門は、受給予定者毎に各人の委嘱業務に基づいて決定します。また、委嘱業務が本社部門（技術開発本部含む）、及び電力事業部門の場合は、事業部門業績反映分の対象外とし、以下の算式に関わらず、「全社業績反映分×1.0」にて算出します。

$$\boxed{\text{評価指標に基づく係数 (\%)}} = \boxed{\text{(A) 全社業績反映分 (\%)}} \times \boxed{0.7} + \boxed{\text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)}} \times \boxed{0.3}$$

$$\boxed{\text{(A) 全社業績反映分 (\%)}} = \boxed{\text{全社連結当期利益}} \div \boxed{\text{全社連結ROA 5\% 相当の当期利益}} \times \boxed{100}$$

$$\boxed{\text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)}} = \boxed{\text{各事業部門当期利益}} \div \boxed{\text{各事業部門連結ROA 5\% 相当の当期利益}} \times \boxed{100}$$

※全社業績反映分、及び事業部門業績反映分は、小数点以下の端数を四捨五入し、それぞれ0%を下回る場合は0%、200%を上回る場合は200%とします。

- (ii) 業績連動報酬のうち個人評価反映分は、委嘱業務・事業ユニットの業績、目標達成の度合いその他を含めた総合評価とし、役位・報酬ランク毎の基本報酬に△5～5%を乗じて支給額を決定します。統括役員又は事業部門長の評価は社長が決定し、その他執行役員の評価は統括役員又は事業部門長が一次評価をし社長が決定します。評価の内容については指名・報酬委員会に報告するものとします。

- (iii) 役位・報酬ランク毎の基準額、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員業績連動報酬規程」に定めます。

- (iv) 経営管理指標は、事業報告にて開示します。

(注) 2020年度までは、戦略投資の着実な立上げによる収益の底上げを重要な経営課題として、戦略投資を含む総資産からどれだけ利益を得られたかを重要視するため、「連結ROA 5%以上」となる当期利益を指標としておりました。2021年度以降も中期経営計画に掲げる経営管理指標（ROIC等）に基づき評価指標を設定します。

(ご参考) 業績連動報酬のうち組織業績反映分に係る経営管理指標の基準値及び実績

2020年度基準値	連結ROA	5.0%
2020年度実績	連結ROA	0.6%

4) 中長期インセンティブ報酬の仕組み

- (i) 中長期インセンティブ報酬は、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、役員株式給付信託 (Board Benefit Trust) と称される仕組みを採用します。株式給付については、役位・報酬ランク毎の基準額を元に算出された基準ポイント数に、毎期の全社の当期利益及び配当実施状況に応じて0～100%を乗じたポイント数を付与し、信託期間中の3年毎の一定期日に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。
- (ii) 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員株式給付規程」に定めます。
- (iii) 信託による株式取得資金として原則として、3年毎に1,100百万円を拠出します。ただし、信託期間の末日に信託財産内に残存株式がある場合には、以降の信託対象期間における原資に充当し、1,100百万円から残存株式等の金額を控除した金額を拠出額とします。

○中長期インセンティブ報酬付与のポイントの算定方法

付与ポイント数

=

役位・報酬ランク毎の基準ポイント数※1

×

評価指標に基づく係数
※2

※1 役位・報酬ランク毎の基準ポイント数

役位・報酬ランク毎の基準ポイント数は、「役員報酬規程細則」において定めています。

※2 評価指標に基づく係数

配当及び当期利益の実績に応じて決定しています。

(ご参考) 中長期インセンティブ報酬に係る指標の最近事業年度の基準値及び実績

2020年度基準値	当期利益	730億円
2020年度実績	当期利益	232億円

5) 報酬額の決定及び支給の時期

- (i) 基本報酬は、役位・報酬ランクに基づく基本報酬を12か月で割った月額を役員就任月より毎月支給いたします。月の途中で委嘱業務の異動等により基本報酬に変更が生じた場合は、変更翌月より変更後の報酬を支給します。
- (ii) 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、毎事業年度終了後、算定式に基づき決定し、定時株主総会の実施月の翌月末までに一括支給いたします。個人業績反映分は、毎事業年度終了後に個人評価結果に応じて算定式に基づき決定した金額を12か月で割り、毎月の基本報酬と合わせて支給します。
- (iii) 中長期インセンティブ報酬は、毎事業年度終了後に算定式に基づきポイントを決定し毎年6月30日に付与します。株式等の給付は信託期間中の3年毎の一定期日に行います。

6) 報酬水準の決定方法

外部の専門機関による役員報酬調査データ等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責に合う報酬水準となるよう設定します。

7) 報酬の方針の決定・検証方法

- (i) 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬の方針は監査等委員全員の協議により決定します。
- (ii) 報酬制度の在り方、また見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討し、見直しが必要と判断される場合は、制度設計の見直しを取締役に上程し、取締役会にて決議します。

(ご参考) 最近事業年度における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容

取締役会

2020年2月：指名・報酬委員会の答申に基づき、基本報酬の減額を決議

2020年5月：指名・報酬委員会の答申に基づき、基本報酬の減額幅の拡大を決議

2021年2月：指名・報酬委員会の答申に基づき、役員報酬制度の見直しを決議

2021年5月：指名・報酬委員会の答申に基づき、2020年度の業績連動報酬額及び中長期インセンティブ報酬額を決議

指名・報酬委員会

2020年2月：基本報酬の減額について審議し、取締役会に答申

2020年5月：基本報酬の減額幅の拡大について審議し、取締役会に答申

2021年2月：役員報酬制度の見直しについて審議し、取締役会に答申

2021年5月：2020年度の業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬算定に係る係数について審議し、取締役会に答申

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	人員 (名)	支払総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			備考
			基本報酬	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬 (非金銭報酬等)	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	11	409	330	32	46	報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した取締役3名、社外役員2名を含めています。
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	2	62	62	-	-	
社外役員	8	85	85	-	-	

- (注) 1. 2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額は基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額650百万円以内、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額350百万円とし、監査等委員である取締役に対する報酬の上限額を、1事業年度当たり総額132百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は、11名 (うち、社外取締役は2名)、監査等委員である取締役は、5名 (うち、社外取締役は3名)、業績連動報酬の支給対象の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、8名です。また、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) を対象に、中長期インセンティブ報酬として、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」の導入を決議いただいております。3事業年度分として570百万円を拠出しております。当該株主総会終結時点での中長期インセンティブ報酬の支給対象の取締役の員数 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) は、9名です。
2. 役員賞与は支給しておりません。
3. 2019年度の親会社株主に帰属する当期純利益が多額の損失となったこと及び年間配当の見送りを真摯に受け止め、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) の基本報酬を、2020年2月より4月まで8~20%、5月より当面の間13~25%を減額しております。
4. 業績連動報酬の総額は、支給見込み額であり、中長期インセンティブ報酬の総額は、付与ポイントの費用計上額であります。
5. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「役員報酬制度の基本方針」に基づき、指名・報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しております。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。
6. 2021年3月5日付で、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会にて決議いただいた上限額の範囲内にて、一部役員報酬制度の改正を行っており、2021年4月支給分以降、改正後の報酬制度が適用されます。なお、当該報酬制度につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、同日開催の取締役会にて決議しております。
7. 2021年6月23日開催の第168回定時株主総会において、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) を対象とする中長期インセンティブ報酬の付与上限ポイント数合計を1事業年度当たり671,400ポイントと決議いただいております。当該株主総会終結時点での中長期インセンティブ報酬の支給対象の取締役の員数 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) は、5名です。

③役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的の投資株式は保有しない方針であります。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

(i) 当社の保有方針

当社は、株式の政策保有について、当社グループの持続的な成長に資すると考えられる場合には、資本効率・経済合理性などを考慮した上で株式の保有を行います。

なお、当社の保有株式の議決権行使基準は次のとおりです。

当社との提携等の保有基本方針・目的に合致した経営が行われていると判断する場合には、原則当該会社の提案に賛成する。

ただし、以下の場合には、所管部署で当該会社へのヒアリングを含む検証・精査を行う。

- ・会計監査人の無限定適正意見が付されていない場合
- ・重大な法令違反等不祥事あるいは著しい経営上の問題を抱えており、保有目的に支障が生じる可能性があるとして判断される場合
- ・著しく株主の権利を阻害する可能性があるとして判断される場合

(ii) 保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会における検証の内容

純投資目的での保有はしないため、合理性を検証するにあたり、短期的な株価水準のみをもって保有の要否は判断しませんが、配当や利益等といった便益や当社グループとの取引規模等と、資本コストを比較衡量し、保有額、保有の要否について取締役会で定期的に検証し、その検証結果を開示します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	120	10,414
非上場株式以外の株式	33	63,396

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	0	配当再投資

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	3	550
非上場株式以外の株式	10	3,684

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄毎の株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
トヨタ自動車(株)	4,032	4,032	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	34,739	26,212		
日本製鉄(株)	6,744	6,744	業務提携先として、事業上の関係を維持・強化し、安定的な製品の製造委託や受託等を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	12,722	6,241		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	4,266	4,266	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、長期資金調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として金融取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無(注2)
	2,524	1,719		
大同特殊鋼(株)	427	427	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、安定的な製品の製造委託や受託等を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	2,184	1,487		
アルコニックス(株)	1,000	1,267	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大と、原材料等の安定調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	1,654	1,367		
関西電力(株)	1,176	1,176	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、電力事業の維持拡大と、エネルギーの安定調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	1,408	1,415		
(株)みずほフィナンシャルグループ	808	8,081	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、長期資金調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として金融取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無(注2)
	1,292	998		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
東プレ(株)	710	710	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	1,108	852		
品川リフクトリーズ(株)	353	353	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、原材料等の安定調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	1,016	780		
日本発条(株)	926	926	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	768	655		
(株)淀川製鋼所	300	300	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	734	529		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	168	168	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、長期資金調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として金融取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無(注2)
	675	441		
双葉電子工業(株)	546	546	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	530	575		
東海旅客鉄道(株)	27	27	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	438	458		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
Hanshin Machinery Co., Ltd.	1,105	1,105	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	252	117		
(株)山口フィナンシャルグループ	260	260	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、長期資金調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として金融取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無(注2)
	191	159		
(株)駒井ハルテック	79	79	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	172	117		
(株)名村造船所	609	609	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	135	124		
(株)三菱ケミカルホールディングス	155	155	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、原材料等の安定調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無(注2)
	128	99		
日東精工(株)	202	202	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	118	106		
虹技(株)	81	81	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大と、原材料等の安定調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	98	80		
モリ工業(株)	35	35	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	92	87		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
フルサト工業(株)	55	55	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	75	79		
阪神内燃機工業(株)	40	40	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	72	69		
川田テクノロジーズ(株)	15	15	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無(注2)
	71	82		
(株)静岡銀行	63	63	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、長期資金調達を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として金融取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	54	41		
ホッカンホールディングス(株)	31	31	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	45	48		
(株)ヨロズ	22	22	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	29	23		
東邦アセチレン(株)	20	20	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	26	24		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
小池酸素工業(株)	6	6	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	14	13		
大丸エナウイン(株)	7	24	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	無
	8	35		
川岸工業(株)	2	2	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	6	3		
サンコール(株)	8	8	取引先として、事業上の関係を維持・強化し、製品販売の維持拡大を通じて企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図るため。主として取引高をもとに保有の合理性を検討しております。	有
	3	3		

(注) 1. 定量的な保有効果については、測定過程における営業上の機密などの観点から開示困難であるため、保有の合理性を検証した方法を記載しております。

2. 保有先企業は当社の株式を保有していませんが、同社子会社が当社の株式を保有しています。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（千株）	株式数（千株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
日本発条(株)	9,504	9,504	退職給付信託に拠出されたものであり、 受託者は当社の指示に従い、議決権を行 使する。	有
	7,888	6,728		
シンフォニアテクノ ロジー(株)	2,979	2,979	退職給付信託に拠出されたものであり、 受託者は当社の指示に従い、議決権を行 使する。	無
	3,918	2,860		
サンコール(株)	5,069	5,069	退職給付信託に拠出されたものであり、 受託者は当社の指示に従い、議決権を行 使する。	有
	2,453	2,123		
本田技研工業(株)	334	334	退職給付信託に拠出されたものであり、 受託者は当社の指示に従い、議決権を行 使する。	無
	1,108	811		

- (注) 1. 議決権行使権限の対象となる株式数を記載しております。
 2. みなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載して
 おります。
 3. 保有目的には、当社が有する権限の内容を記載しております。
 4. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。